

令和5年度3月補正予算（その2）の概要

今回の補正予算は、国の「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」に基づき、定額減税しきれないと見込まれる方や令和6年度に新たに住民税非課税等となる世帯への給付金の支給に必要な予算を計上した。

また、国の補正予算の活用により、市立小中学校のトイレ改修事業費を計上したほか、除雪経費を追加計上した。

◎ 一般会計

	補正額	補正後の総額
○ 補正予算額	3,324,807 千円	110,334,435 千円

○ 補正予算の内容

(1) 物価高騰重点支援給付金事業費（住民税課、福祉政策課）	2,644,000 千円
① 所得税及び住民税から定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）	1,839,000
・（ア）と（イ）を合算し、1万円単位に切り上げた額を給付	
（ア）所得税分定額減税可能額 — 令和6年分推計所得税額	
（イ）個人住民税分定額減税可能額 — 令和6年度分個人住民税所得割額	
② 新たに住民税非課税等となる世帯への給付	805,000
・ 令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯へ1世帯あたり10万円（令和5年度に対象となった世帯を除く）を給付	
・ 上記世帯のうち、子育て世帯へ児童1人あたり5万円を加算	
(2) 地域介護・福祉空間施設整備事業費（介護保険課）	2,375
(3) 小中学校トイレ改修事業費（教育総務課）	328,432
(4) 除雪経費（道路維持課）	350,000

○ 補正財源

(1) 国庫支出金	2,693,507 千円
(2) 市債	281,300
(3) 地方交付税	350,000